大阪府条例第　　　号

　　　職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条　職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （初任給調整手当）第十二条　（略）　一　医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職及びこれに準ずる職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの　月額二十五万千七百円　二・三　（略）２・３　（略）（災害派遣手当）第二十条　災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第三十二条第一項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百五十四条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十六条の八において読み替えて準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第五十六条第一項に規定する職員で、住所又は居所を離れて府の区域内に滞在するものに対して支給する。２　（略） | （初任給調整手当）第十二条　（略）　一　医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職及びこれに準ずる職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの　月額二十五万千二百円　二・三　（略）２・３　（略）（災害派遣手当）第二十条　災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第三十二条第一項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百五十四条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第四十四条において読み替えて準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第五十六条第一項に規定する職員で、住所又は居所を離れて府の区域内に滞在するものに対して支給する。２　（略） |
|  |  |

　　別表第一から別表第六までを次のように改める。

１－７

（職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正）

第二条　職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

１－８

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （期末手当）第二条　（略）２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、百分の百二十二・五を乗じて得た額（給与条例第三条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。）にあつては百分の百二・五を乗じて得た額、給与条例第三条第一項第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員（以下「指定職給料表適用職員」という。）にあつては百分の六十五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員のうち当該退職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。　一―四　（略）３　地方公務員法第二十二条の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十八・七五」と、「百分の百二・五」とあるのは「百分の五十八・七五」と、「額、給与条例第三条第一項第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員（以下「指定職給料表適用職員」という。）にあつては百分の六十五を乗じて得た額」とあるのは「額」とする。４―７　（略）（勤勉手当）第五条　（略）２　（略）　一　（略）　　イ　ロに掲げる職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。[次項](http://g1072sv0db011.lan.pref.osaka.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百二・五（特定管理職員にあつては、百分の百二十二・五）を乗じて得た額の総額　　ロ　指定職給料表適用職員　当該職員の勤勉手当基礎額に百分の百五を乗じて得た額の総額　二　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該職員の勤勉手当基礎額に百分の四十八・七五（特定管理職員にあつては、百分の五十八・七五）を乗じて得た額の総額３―６　（略） | （期末手当）第二条　（略）２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、百分の百二十を乗じて得た額（給与条例第三条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。）にあつては百分の百を乗じて得た額、給与条例第三条第一項第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員（以下「指定職給料表適用職員」という。）にあつては百分の六十二・五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員のうち当該退職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。　一―四　（略）３　地方公務員法第二十二条の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」と、「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」と、「額、給与条例第三条第一項第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員（以下「指定職給料表適用職員」という。）にあつては百分の六十二・五を乗じて得た額」とあるのは「額」とする。４―７　（略）（勤勉手当）第五条　（略）２　（略）　一　（略）　　イ　ロに掲げる職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。[次項](http://g1072sv0db011.lan.pref.osaka.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百（特定管理職員にあつては、百分の百二十）を乗じて得た額の総額　　ロ　指定職給料表適用職員　当該職員の勤勉手当基礎額に百分の百二・五を乗じて得た額の総額　二　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該職員の勤勉手当基礎額に百分の四十七・五（特定管理職員にあつては、百分の五十七・五）を乗じて得た額の総額３―６　（略） |
|  |  |

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第三条　一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

１－９

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （給与の特例）第五条　（略）

|  |  |
| --- | --- |
| 給料月額 | 円404,000467,000532,000614,000716,000818,000 |
| 号給 | １２３４５６ |

２　（略）

|  |  |
| --- | --- |
| 給料月額 | 円337,000373,000401,000 |
| 号給 | １２３ |

３―６　（略）（給与条例等の適用除外等）第六条　（略）２　（略）３　第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百七十」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで並びに一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十号）第五条第一項及び第二項に規定する給料表」とする。 | （給与の特例）第五条　（略）

|  |  |
| --- | --- |
| 給料月額 | 円401,000463,000528,000609,000710,000812,000 |
| 号給 | １２３４５６ |

２　（略）

|  |  |
| --- | --- |
| 給料月額 | 円334,000370,000398,000 |
| 号給 | １２３ |

３―６　（略）（給与条例等の適用除外等）第六条　（略）２　（略）３　第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十五」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで並びに一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十号）第五条第一項及び第二項に規定する給料表」とする。 |
|  |  |

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第四条　一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （特定任期付職員の給与の特例）第七条　（略）

|  |  |
| --- | --- |
| 給料月額 | 円385,000431,000485,000550,000626,000731,000858,000 |
| 号給 | １２３４５６７ |

２―５　（略）第八条　（略）２　（略）３　特定任期付職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百七十」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）第七条第一項に規定する給料表」とする。４　（略） | （特定任期付職員の給与の特例）第七条　（略）

|  |  |
| --- | --- |
| 給料月額 | 円382,000428,000482,000546,000622,000726,000852,000 |
| 号給 | １２３４５６７ |

２―５　（略）第八条　（略）２　（略）３　特定任期付職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十五」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）第七条第一項に規定する給料表」とする。４　（略） |
|  |  |

　　　附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）の規定（新給与条例第二十条第一項の規定を除く。）、第二条の規定による改正後の職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（以下「新期末勤勉手当条例」という。）の規定、第三条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「新任期付研究員条例」という。）の規定及び第四条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「新任期付職員条例」という。）の規定は、令和五年四月一日から適用する。

（内払）

３　新給与条例、新期末勤勉手当条例、新任期付研究員条例又は新任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、第二条の規定による改正前の職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例、第三条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例又は第四条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて令和五年四月一日以後の分として支給された給与は、それぞれ新給与条例、新期末勤勉手当条例、新任期付研究員条例又は新任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

１－１０

１－１１